

被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策

令和4年11月10日
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

1 法テラスの抜本的な充実・強化

(1) 概要

- 「合同電話相談窓口」の機能等を継承した**対応窓口の設置**（11月14日から）
- 日本弁護士連合会との連携に基づく**経験・理解のある弁護士の紹介**
- **民事法律扶助**（資力の乏しい方への無料法律相談・弁護士費用等の立替え）の積極的な活用
- **心理専門職等を活用したワンストップ型相談会等**の実施

(2) 充実・強化に向けた体制整備等

- **フリーダイヤル**による対応等の相談受付方法の充実強化
- 各取組を推進するための**対応部署の新設と心理専門職等の配置**
- 法テラスを中核とした**関係機関・団体のネットワーク化**による総合的な相談体制の構築
- **データの収集・分析**（2世・3世信者の実態把握も含む）⇒ 相談対応機関と**共有**
- **関係省庁連絡会議**を通じ、総合的解決や更なる取組強化に向けた**体制・環境の整備**

2 消費生活相談等の強化

- 相談対応に当たる**消費生活相談員等のスキル向上・研修**
- SNSを活用した**消費生活センター等の周知、注意喚起や情報発信、消費者教育の取組強化**
- **裁判外紛争解決手続（ADR）の充実**

3 警察による適切な関与

- 相談対応の充実・強化＝迅速・確実な**組織対応の徹底**、関係機関・団体との**一層緊密な連携**
- 刑罰法令に抵触する行為が認められる場合、**法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査**

4 精神的・福祉的支援の充実

- **精神保健福祉センター**における**相談や精神科医療機関の紹介対応**の推進
- **生活困窮者自立支援**
 - ・ **ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等**
 - ・ **学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援**
- **孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボットの充実**
- **関係機関・団体と法テラス（心理専門職等を配置）との連携強化**

5 こども・若者の救済

(1) 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

- **市町村及び児童相談所**における**虐待対応**（Q & Aの作成、**SNS相談**の整備）
- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による支援の推進
- 法務局における**こどもの人権擁護活動の強化**（**SOSミニレター、SNSによる人権相談等**）
- 「**見守りネットワーク**」（**消費者安全確保地域協議会**）に関する**財政支援、担い手の養成講座**の実施
- **大学生協と連携した靈感商法等の情報提供**
- **チャットボット等、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用した周知・啓発**

(2) 心のケア、学習・生活支援等

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による取組の推進（再掲）
- **精神保健福祉センター**の取組の推進（再掲）
- **ハローワーク等を通じた就労支援、高等教育の修学支援新制度等**を通じた**修学支援、生活困窮者自立支援**における**こどもの学習・生活支援**（再掲）

(3) 教育の充実

- **人権擁護機関**による「**人権教室**」、**出前講座等の消費者教育**（再掲）

6 その他

- 在外邦人の保護（在外公館における**相談・支援**）、「**所在調査**」に関する周知・広報・情報収集
- **行政相談**における**対応、地方公共団体との連絡調整**
- 現行法を活用した**法的整理のQ & Aの更新・周知**／○ **各種研修等の実施**（オンラインも含む）